

徳島市水道局条件付公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託（以下「建設工事等」という。）に係る条件付公募型指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）の実施に関し、徳島市水道局契約規程（昭和42年12月4日水管規程第21号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象となる建設工事等)

第2条 公募型指名競争入札に付する建設工事等は、予定価格が1千万円未満の建設工事等のうち、その内容及び特性等を考慮して、同方式で発注する建設工事等と認めるものを対象とする。

(公表等)

第3条 徳島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、公募型指名競争入札を実施するときは、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号。以下「契約規則」という。）第5条第2項に掲げる事項を工事発注情報開示（以下「情報開示」という。）として公表するとともに、その概要を新聞等の報道機関にも公表するものとする。

2 前項の規定による情報開示は、水道局の閲覧所に掲示して行う。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を情報開示するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 水道局の競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱による指名停止期間中若しくは指名回避の期間中でないこと。
- (4) 建設業法第26条による技術者を配置可能なこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める要件

(申請書類の交付)

第5条 申請書類は、情報開示後速やかに交付を開始することとし、入札書提出締切日の前日まで交付するものとする。

2 申請書類の交付期間、交付場所及び交付方法は情報開示において明らかにするものとする。

(申請書及び申込関係書類の提出)

第6条 管理者は、公募型指名競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から次に掲げる申請書及び申込関係書類（以下「申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 技術資料（技術職員配置計画書を含む）
- (3) 経営事項審査の結果を証明する書面（建設工事のみ）
- (4) 登録証明書（コンサルタントのみ）
- (5) その他管理者が指定する書類

2 申請書等の提出期間は、原則として、申請書類の交付を開始した日の翌日から10日間とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 3 申請書等の提出場所は、総務課とする。ただし、情報開示において総務課以外の課を指定した場合は、この公告に従うものとする。
- 4 申請書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。ただし、情報開示において郵送又は電送により受付を認めた場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、契約規則第12条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公募型指名競争入札手続きを郵便入札により行う場合は、別に定める方法により行うものとする。
- 6 期限までに申請書等を提出しない者及び管理者が競争参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 7 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担するものとする。
- 8 提出された申請書等は返却しないものとする。
- 9 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は、原則として、認めないものとする。
（指名通知）

第7条 管理者は、原則として、申請書等の提出期限の翌日から起算して10日以内に、指名通知を行うものとする。
（設計図書の購入）

第8条 参加希望者は、別に定める方法により管理者が指定する販売店において設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を購入しなければならない。ただし、情報開示において設計図書の貸し出し又は閲覧を指定した場合はこの限りではない。

- 2 設計図書の販売期間は、原則として情報開示の日から申請書等の提出期限の前日までとし、販売時間、販売場所その他については別に定めるところによるものとする。
- 3 設計図書の貸し出し又は閲覧を指定した場合、当該期間は、前条で規定する指名通知の日から、入札執行の日までとし、当該場所は、指名通知書に記載するものとする。
（現場説明会）

第9条 現場説明会は、管理者が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

- 2 現場説明会を行う場合においては、次に掲げる事項を指名通知書において明らかにしなければならない。
 - (1) 現場説明会を行うこと。
 - (2) 現場説明会の日時及び場所
 - (3) その他管理者が必要と認める事項
- 3 現場説明会は、原則として、入札執行の日の10日前の日とする。
（質疑書の受付及び回答）

第10条 現場説明及び設計図書に対する質疑書（以下「質疑書」という。）の提出があった場合においては、その質疑に対する回答書を閲覧に供するものとする。

- 2 質疑書の提出期間は、原則として、指名通知した日の翌日から入札書提出締切日の10日前までとする。
- 3 質疑書の提出場所は、総務課とする。ただし、情報開示において総務課以外の課を指定した場合は、この公告に従うものとする。
- 4 質疑書の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。ただし、情報開示において郵送又は電送により受付を認めた場合は、この限りでない。

- 5 質疑に対する回答書の閲覧は、原則として、質疑書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書提出締切日の前日に終了するものとする。
- 6 回答書の閲覧場所は、総務課とする。ただし、情報開示において総務課以外の課を指定した場合は、この公告に従うものとする。

(内訳明細書の提出)

第11条 入札者は管理者が別に定める方法により、入札金額を積算した内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）を開札前に提出しなければならない。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

- 2 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者の入札を失格とする。
(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札はこれを無効とする。

- (1) 情報開示に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 契約規則第13条に規定する入札
- (4) 建設工事等入札心得の入札が無効になる事項に規定する入札
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に情報開示した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に情報開示した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に情報開示した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に情報開示した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。